

改正

平成25年9月30日要綱第32号

平成29年3月9日要綱第20号

周南市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市内に存する木造住宅の所有者が、当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、市長が耐震診断員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 周南市に存する昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)の方法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当するものとする。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であること。

イ 山口県木造住宅耐震診断員名簿(山口県作成)に登録されている者であること。

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、耐震診断員を指名することができる。

(業務の委託)

第3条 市長は、耐震診断員派遣事業（以下「業務」という。）に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

（対象木造住宅の建築時期の確認）

第4条 この事業の対象となる木造住宅の建築時期は、次のいずれかにより確認を行うものとする。

- （1） 建築確認済証
- （2） 登記事項証明書
- （3） 固定資産税の課税明細書
- （4） 課税台帳（所有者の同意書がある場合）
- （5） その他市長が認めるもの

（耐震診断事業の実施）

第5条 市長は、対象木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、予算の範囲内で耐震診断員を派遣する。

2 耐震診断員の派遣に要する費用については、市が負担するものとし、耐震診断申込者からの負担を求めないものとする。ただし、耐震診断以外の業務については、この限りでない。

（耐震診断申込者）

第6条 木造住宅を所有する者又は特段の事情により所有者が実施できない場合は市長が適当と認める者（以下「耐震診断申込者」という。）は、耐震診断を申し込むことができる。この場合、周南市木造住宅耐震診断申込書（別記第1号様式）を市長あてに提出しなければならない。

2 耐震診断申込者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （1） 市税を滞納していないこと。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- （3） 同一の木造住宅について、過去に耐震診断に対する市の補助金その他の市の助成制度を利用していないこと。

（耐震診断員の派遣の決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する周南市木造住宅耐震診断申込書を受け付けた場合は、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、受付日の翌日から

起算して14日以内に周南市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（別記第2号様式）により耐震診断申込者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、申込日の翌日から起算して14日以内にその理由を付して周南市木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書（別記第3号様式）により耐震診断申込者に通知しなければならない。
（耐震診断員の選定及び決定）

第8条 市長は、本事業を委託している場合には、前条第1項の決定の後、速やかに周南市木造住宅耐震診断実施依頼書（別記第4号様式）により業務の受注者に対し、耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

- 2 業務の受注者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断員を選定し、周南市木造住宅耐震診断員選定通知書（別記第5号様式）により市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、業務の受注者から耐震診断員の決定通知を受けた場合は、速やかに周南市木造住宅耐震診断員決定通知書（別記第6号様式）により耐震診断申込者に通知しなければならない。
（耐震診断業務）

第9条 耐震診断員に実施させる耐震診断業務は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断の実施及び周南市木造住宅耐震診断報告書（別記第7号様式）の作成
 - (2) 周南市木造住宅耐震補強計画提案書（別記第8号様式）の作成（耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合）
- 2 業務の受注者は、前項の規定により耐震診断を実施する際には、派遣する耐震診断員に耐震診断申込者と派遣日その他必要事項の調整をさせなければならない。
 - 3 業務の受注者は、派遣する耐震診断員に周南市木造住宅耐震診断員証（別記第9号様式）を携帯させ、耐震診断申込者の求めに応じて提示させるものとする。
 - 4 耐震診断員は、耐震診断業務が終了したときは、業務の受注者の検収を受けた周南市木造住宅耐震診断報告書を耐震診断申込者に手渡し、内容について説明をした後に、耐震診断申込者から周南市木造住宅耐震診断報告書受領書（別記様式第10号）を受け取り、耐震補強計画提案書を作成した場合は周南市木造住宅耐震補強計画提案書を耐震診断申込者に手渡し、木造住宅耐震補強計画提案書受領書（別記様式第11号）を受け取るものとする。

5 業務の受注者は、年度内の全ての業務が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、業務完了報告書（別記第12号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 周南市木造住宅耐震診断報告書（各1部）
- (2) 診断表（プログラム出力）（各1部）
- (3) 周南市木造住宅耐震補強計画提案書（各1部）
- (4) 周南市木造住宅耐震診断報告書受領書（各1部）
- (5) 周南市木造住宅耐震補強計画提案書受領書（各1部）

（説明義務及び守秘義務）

第10条 耐震診断員は、耐震診断の内容に関して耐震診断申込者から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断員は、耐震診断を実施する上で知り得た秘密を、関係者以外に漏らしてはならない。

（耐震診断の取りやめ）

第11条 耐震診断申込者は、事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに周南市木造住宅耐震診断取りやめ届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断員の派遣の取消し）

第12条 市長は、耐震診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日要綱第32号）

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則（平成29年3月9日要綱第20号）

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

別記第2号様式 (第7条関係)

別記第3号様式 (第7条関係)

別記第4号様式 (第8条関係)

別記第5号様式 (第8条関係)

別記第6号様式 (第8条関係)

別記第7号様式 (第9条関係)

別記第8号様式 (第9条関係)

別記第9号様式 (第9条関係)

別記第10号様式 (第9条関係)

別記第11号様式 (第9条関係)

別記第12号様式 (第9条関係)

別記第13号様式 (第11条関係)